

平成 22 年 9 月 5 日

(社)日本アマチュア無線連盟
会長 原 昌 三 殿

定款・規則等改正審議委員会
委員長 長谷川 良彦

定款・規則等改正審議委員会答申

平成 22 年 6 月 26 日に開催した第 518 回理事会で諮問のありました「定款・規則等の改正案の作成」につきまして以下のとおり答申いたします。

1 はじめに

平成 20 年 12 月 1 日から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律などいわゆる「公益法人制度改革三法」が施行され、平成 25 年 11 月 30 日までに全ての法人は公益法人、一般法人、あるいは、その他の団体に移行することが求められています。

JARL では、三法の内容が明らかになった平成 18 年当初から、その対応についての検討を開始し、JARL に関係する方による「有識者会議」、「公益法人改革検討ワーキンググループ」の検討を経て、平成 19 年 11 月からは「公益法人改革実務委員会」を立ち上げ、一般社団法人のみちを選択することを決定するとともに、定款変更案、規則改正案、選挙規程改正案及び臨時社員選挙実施要領案を策定して平成 22 年 5 月 30 日に開催した第 52 回通常総会に上程しましたが、定款変更案等への具体的な質疑応答や、要修正点の審議が十分に得られず否決されたことは誠に残念な結果です。

総会後の平成 22 年 6 月 26 日に開催された第 518 回理事会においては、改めて示された改革案等の議案を受け、これらを当該理事会で設置が認められた定款・規則等改正審議委員会にて議論を加えました。

個々の議案に関する各委員の賛否に関する意思是議事録記載の通りですが、委員会としての最終的な結論は各委員がその内容を確認し全員の署名をもって導きました。

ここで審議された改革案を仮に、平成 23 年の通常総会に定款変更案を再度上程することとすれば、

一般社団法人の認可時期が全く不明であることから、平成 23 年 10 月頃から開始される平成 24 年改選期の役員等の選挙事務をどのように実施すれば良いのかの決定が困難

になり、

加えて、平成 24 年 1 月に発行する JARL NEWS に掲載しなければならない平成 24 年開催の通常総会の開催形態を社団法人の JARL として従来のように正員の出席によって開催するのか、それとも一般社団法人の JARL として選挙で選ばれた社員によって開催するのかの決定も困難な事態に陥るおそれがあると判断しました。

このようなことから第 518 回理事会においては、前述の混乱を避けるために、本年 11 月に臨時総会を開催して定款変更案等の可決を得られれば、平成 23 年の早い時期に移行認可申請を行い選挙事務が開始されるまでには移行認可が得られて上記の役員等の選挙事務、あるいは総会開催方法の混乱が避けられるものと考え、「定款・規則等改正審議委員会」を設置して臨時総会に上程する定款変更案等の作成を検討することとしました。

定款・規則等改正審議委員会は、直ちに活動を開始し、委員から示されている改革案を精査して臨時総会上程までに間に合う修正点の検討を主体とし、改革として提案があった地方本部の統合、支部の廃止、理事の定数削減等の JARL の根本的事項の修正は時間をかけて慎重に検討すべきものとして本委員会では、今後の検討課題としました。

なお、本委員会では、会員各位の御理解を得ていただくことを目的に委員会終了後速やかに議事録の速報版を Web に掲載し、さらに、主な発言事項をどの委員が発言したかを明らかにした詳細な議事録も作成して Web で公開しました。また、会員各位からの定款、規則等への御意見を受け付けるコーナーも設けて委員会の審議の際の参考としていました。

2 定款・規則等改正審議委員会の構成

委員長	JA3HXJ 長谷川良彦(理事・関西地方本部長)
委員	JA1AYO 丹羽 一夫(理事・副会長)
同	JA5MG 稲毛 章(理事・副会長・四国地方本部長)
同	JE1KAB 日野岳 充(専務理事)
同	JA1ELY 草野 利一(理事・全国選出)
同	JG1KTC 高尾 義則(理事・全国選出)
同	JH1XUP 前田 吉実(理事・全国選出)
同	JA2HDE 木村 時政(理事・東海地方本部長)
同	JF6MIT 宮川香枝子(理事・九州地方本部長)
同	JA00ZZ 伊部 雅一(理事・信越地方本部長)
連盟事務局	大橋 達夫(事務局長)

同 吉井 周一(総務部長)
同 高橋 壮(庶務課長)

3 答申までの経緯、検討内容

- (1) 平成 22 年 7 月 13 日 第 1 回委員会
定款、規則等の改正を要すると思われる事項の提案及び検討(第 1 回目)
- (2) 平成 22 年 7 月 23 日 第 2 回委員会
定款、規則等の改正を要すると思われる事項の提案及び検討(第 2 回目)
- (3) 平成 22 年 8 月 2 日 第 3 回委員会
第 1 回及び第 2 回委員会での検討結果の確認及び未結論事項の検討

4 答申の内容

- (1) 定款第 11 条(会員の資格の喪失)
 - ア 第 2 号の「総社員」の後ろに「(資格喪失に係る会員が社員である場合の当該社員を除く。)」を挿入する。
(理由)「資格喪失対象の会員が、もし社員であった場合には、総社員の同意は得られないのではないか。」との疑義が寄せられたことから明確にしました。
 - イ 第 3 号の「成年被後見人又は被保佐人になったとき」及び第 4 号の「若しくは失踪宣告を受け」を削る。
(理由)これらは定款の任意的記載事項なので不要として削除しました。
- (2) 定款第 39 条第 2 項(議決権等の省略)
「参入」を「算入」に改める。
(理由)文字の間違いを修正しました。
- (3) 定款第 40 条(決議の省略)
第 2 項として掲げていた「理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことを社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。」を削る。
(理由)全社員に社員総会に報告すべき事項を通知し、全社員から書面による同意を得ることは有り得ないのではないかと判断により削除しました。
- (4) 定款の附則第 2 の項(最初の代表理事等の氏名)
代表理事及び業務執行理事の氏名を記載する。

(理由)一般社団法人に移行する際には、最初の代表理事の氏名を記載した定款変更案を総会で議決することを認定等委員会が求めています。

代表理事たる会長等の選定は、総会での議案審議終了直後に理事会を開催して決定するため、第52回総会での定款変更等の議案上程時には未定であったので「 」として空欄としていましたが、来る11月21日に開催する臨時総会開催時には代表理事及び業務執行理事が選定されているため、その氏名を記載しました。

(5) 定款の附則第5の項(最初の社員)

一般社団法人日本アマチュア無線連盟の最初の社員の選出の方法をより明確にするともに、その任期を「平成26年に開催する定時社員総会の終結の時まで」と規定した。

(理由)一般社団法人の定款施行前の認可時まで一般社団法人に適合した社員を臨時選挙を実施して選出することをより明確にしました。

また、臨時社員選挙による社員の選出は平成23年秋頃を想定しているが、そのままと社員の任期は、平成24年に開催する定時社員総会の終結時までとなり、その後も社員として留まるためには、平成24年早々に告示する選挙に再度立候補していただく必要が生じてしまいますことから、臨時社員選挙で選ばれる最初の社員に限り、平成26年の定時社員総会終結時までの「約2年半」とすることとしました。

(6) 規則第20条(選定の方法及び定数)

関東地方本部区域から選出する社員の数は4人増やして「20人」とした。

(理由)関東地方本部区域内から選出する社員数は、原案の16人であると少ないとの指摘があったが、根拠を明確に示すことは困難であるので、委員長提案を了承し20人としました。

(7) 規則第22条(被選挙権)

ア 第1項第2号に規定する理事の候補者に立候補者には、「別に定める役員の就任年齢及び重任の制限に抵触しないものであること」との新たな条件を科しますとともに、条件をア(正員歴)、イ(住所)、ウ(定年・重任)と項目建てとして分かり易いように修正しました。

イ 第2号に規定する理事の立候補者の条件を項目建てにしたことから第1号に規定する社員の立候補者の条件も項目建てに改めた。

(理由)理事の硬直化を防ぐために役員の定年及び重任の制限を理事会申し合せにより規定するが、その根拠を第1項第2号ウに設けることとしました。

なお、理事会申し合わせとして、理事の候補者として選出される者の定年は

「満 75 歳未満」とし、重任は「連続して 4 期 8 年まで」とします。

(8) 規則第 23 条第 1 項（立候補の推薦）

社員を選出する選挙に立候補しようとする者は、3 人以上の正員の推薦が必要とした。また、第 1 項に社員に関することを規定することとしたことから、従来の第 1 項を第 2 項に移した。

（理由）当初社員を選出する選挙においては、正員の推薦は不要としていたが、やはり必要だと判断して第 1 項に規定しました。

(9) 規則の附則第 4 の項（会費前納者の会費納入の免除）

会費前納者は、なお当分の間会費の納入を免除することを規定した。

（理由）第 52 回総会において第 7 号議案の「会費前納者の取扱いに関する特別決議案」が否決され、今般規則の全面改正であることから会費前納者の会費は、なお当分の間免除するとし規則の附則に規定しました。

(10) 選挙規程第 8 条（立候補の届出）

社員を選出する選挙の立候補者の届出書類に正員の推薦書を追加した。また、第 3 項の当初案にあった「宅配便」は適正でないため改めた。

（理由）社員を選出する選挙の立候補者は、規則第 23 条第 1 項の規定により正員の推薦が必要となったことから、立候補者が提出しなければならない書類に追加し、規定を整理しました。また、第 52 回総会時に提出した第 6 号議案には「宅配便」と不適切な記述があったため改めました。

(11) 選挙規程第 12 条第 1 項（候補者の告示）

立候補受付期間の途中の時点で立候補の受付状況を受付順に Web に掲載する。

（理由）選挙の際の立候補の促進のために、受付期間の途中の段階で受付状況を受付順に掲載することとしました。

(12) 選挙規程第 19 条（投票数）

すべての選挙は、選挙の区分ごとに 1 名の候補者に投票することとした。

（理由）全国から選出する理事の候補者の選挙は、当初、選挙の定数までの数を投票することができるとしていたが、これを改め、全ての選挙において 1 名の候補者に投票することとしました。

(13) 臨時社員選挙実施要領第 3 条（選挙の定数および方法等）

規則第 20 条と同様に関東地方本部区域から選出する社員数は 4 人増やして 20 人とし

た。

(理由) 関東地方本部区域内から選出する社員数は、原案の 16 人では少ないとの指摘を受けて「20 人」としました。

(14) 臨時社員選挙実施要領第 10 条(立候補届)

臨時の社員を選出する選挙の立候補者の届出書類に正員の推薦書を追加した。

(理由) 社員を選出する選挙の立候補者は、規則第 23 条第 1 項の規定により正員の推薦が必要となったことから、立候補者が提出しなければならない書類に追加しました。

(15) 臨時社員選挙実施要領の附則(施行日)

施行日を「平成 22 年 11 月 21 日」の臨時総会での承認日とした。

(理由) 一般社団法人の認可時までには社員を選出する必要があるため、臨時社員選挙実施要領の施行は、今般の臨時総会で承認された日としました。

5 おわりに

本委員会では、法律により平成 25 年 11 月 30 日までとの移行期限がある一般社団法人化を円滑に取り運ぶことを主眼に、本年 11 月 21 日に寝屋川市で開催する臨時総会に上程する定款変更等の案の作成に傾注し以上のような答申をすることとしました。

しかしながら JARL には、収支バランスの均衡、会費前納者の取扱いなど JARL が内在する問題が多々あるのは事実であり、別途新たな体制で種々の問題解決の検討を図るべきと考えます。

(以上)